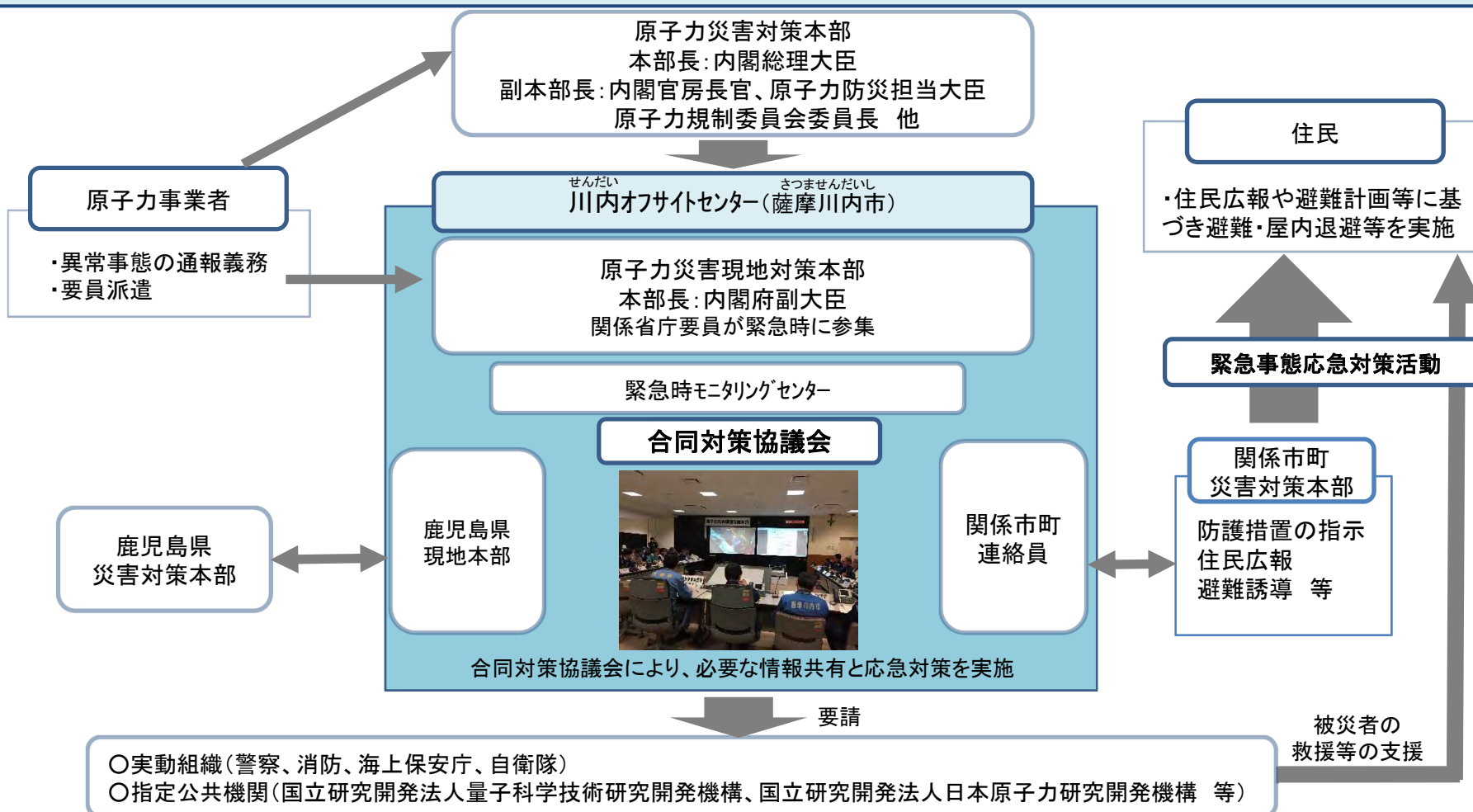


# 鹿児島県及び関係市町の対応体制

- 鹿児島県及び関係市町は、警戒事態で災害対策本部を設置し、鹿児島県は現地災害対策本部を鹿児島県原子力防災センター（以下、「川内オフサイトセンター」という。）に設置。
- 災害対策本部では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。
- 警戒事態に至らないような事故や薩摩川内市で震度5弱以上の地震の発生を認知した場合等には、鹿児島県及び関係市町は災害警戒本部の設置等、異常事象に対処する体制をとる。



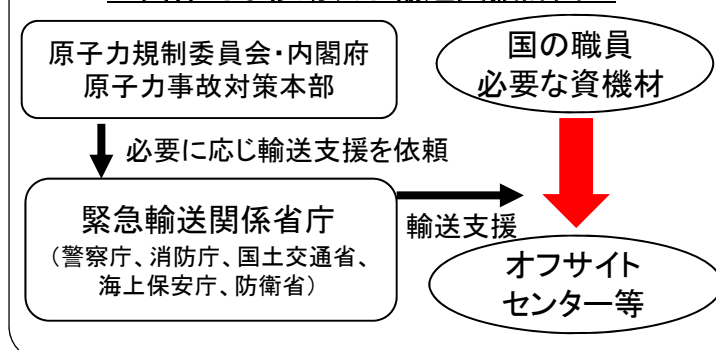
- 薩摩川内市において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合（警戒事態の前段階から）、原子力規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員が参集し、川内オフサイトセンター（OFC）及び原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- 施設敷地緊急事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員を川内オフサイトセンター等へ派遣。
- 全面緊急事態に至った場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、国・県・市町等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。



# 国の職員・資機材等の緊急搬送

- 施設敷地緊急事態発生の通報後、あらかじめ定められた100名程度の国の職員を川内オフサイトセンター及び鹿児島県庁等に派遣。併せて必要な資機材の緊急搬送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。

## ＜具体的な移動及び輸送支援計画＞



川内オフサイトセンターへの派遣（警察、自衛隊による輸送支援の一例）  
環境省・内閣府～入間基地～鹿児島空港～川内駐屯地～川内オフサイトセンター



# オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策

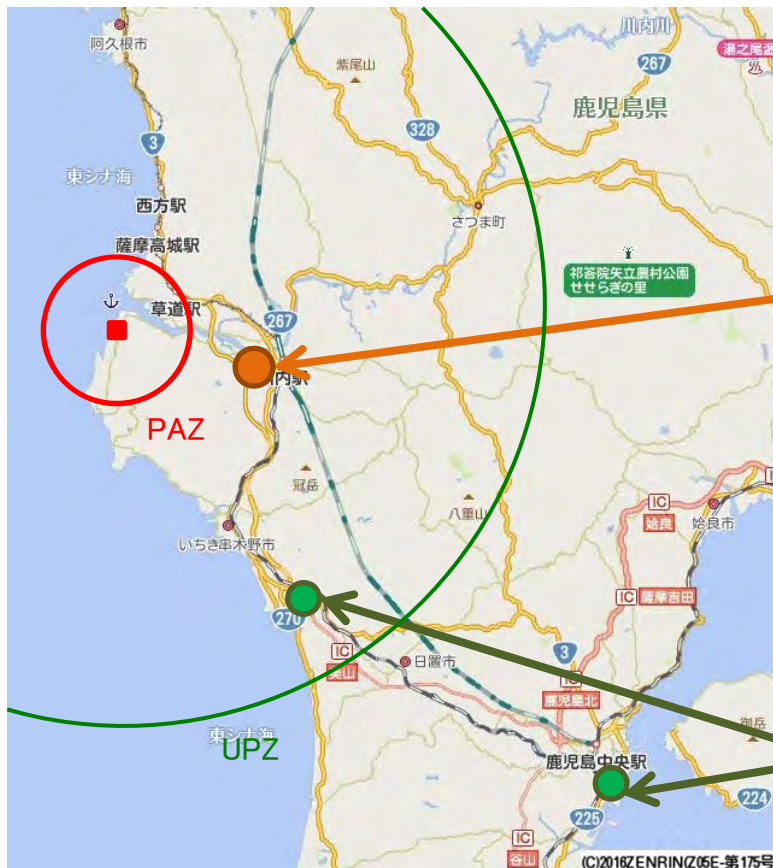
せん だい  
➤ 川内オフサイトセンターは、耐震構造、鉄筋コンクリート造5階建ての構造になっている。

## 【放射線防護対策】

・放射性物質除去フィルター、換気設備、除染設備を整備済み。

## 【電源対策】

- ・無停電電源装置、非常用発電機(3日間運転分の燃料を備蓄)を設置。
- ・非常用発電機の燃料不足時には、九州電力(株)が継続して燃料補給を実施。



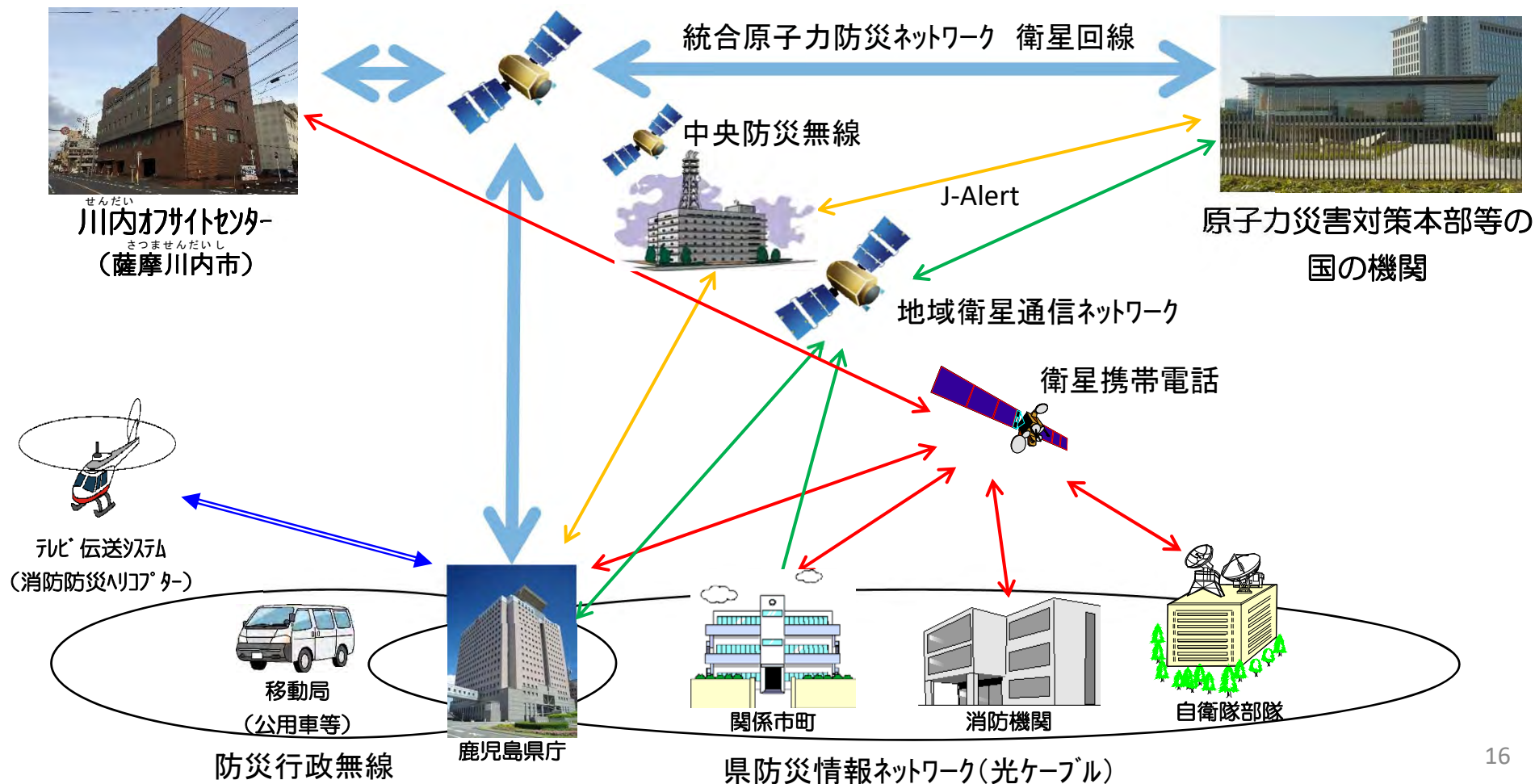
川内オフサイトセンター  
(鹿児島県原子力防災センター)  
〔放射線防護対策、無停電電源装置、非常用発電機  
(3日間運転分の燃料を備蓄)を設置  
(発電所からの距離約11km)〕

仮にオフサイトセンターが機能不全に陥った場合でも、  
代替オフサイトセンターに移動し、対応可能

- 鹿児島県消防学校(日置市): 発電所から約24km  
(放射線防護対策及び非常用発電機(3日間運転分の燃料を備蓄)を設置)
- 鹿児島県庁庁舎(鹿児島市): 発電所から約46km  
(非常用発電機(3日間運転分の燃料を備蓄)を設置)

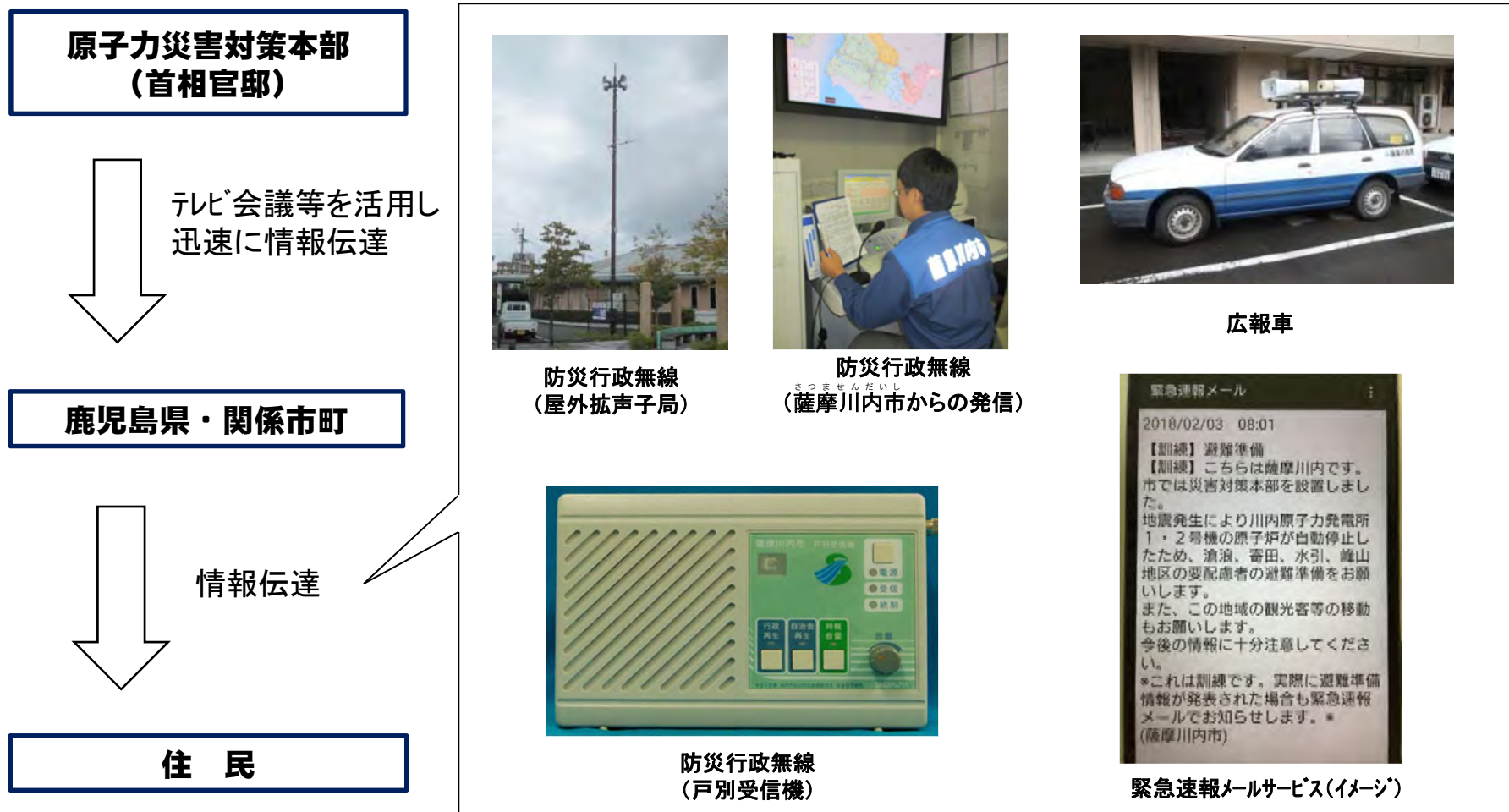
- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているテレビ会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話などを使用し、連絡体制を確保。

## ＜一般回線及び専用通信回線が使用不能の場合＞



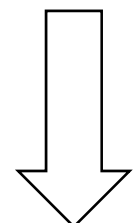
- 防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、鹿児島県及び関係市町に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供。
- 鹿児島県及び関係市町は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ・ラジオ、**ホームページ**等を活用し、住民へ情報を伝達。

## ＜関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段＞



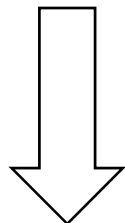
原子力災害対策本部  
(首相官邸)

テレビ会議等を活用し  
迅速に情報伝達



鹿児島県・関係市町

情報伝達



住民



防災行政無線  
(屋外拡声子局)



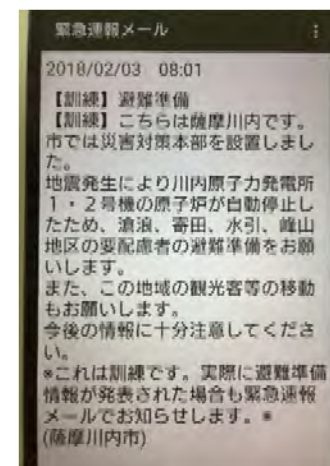
防災行政無線  
(薩摩川内市からの発信)



広報車



防災行政無線  
(戸別受信機)



緊急速報メールサービス(イメージ)



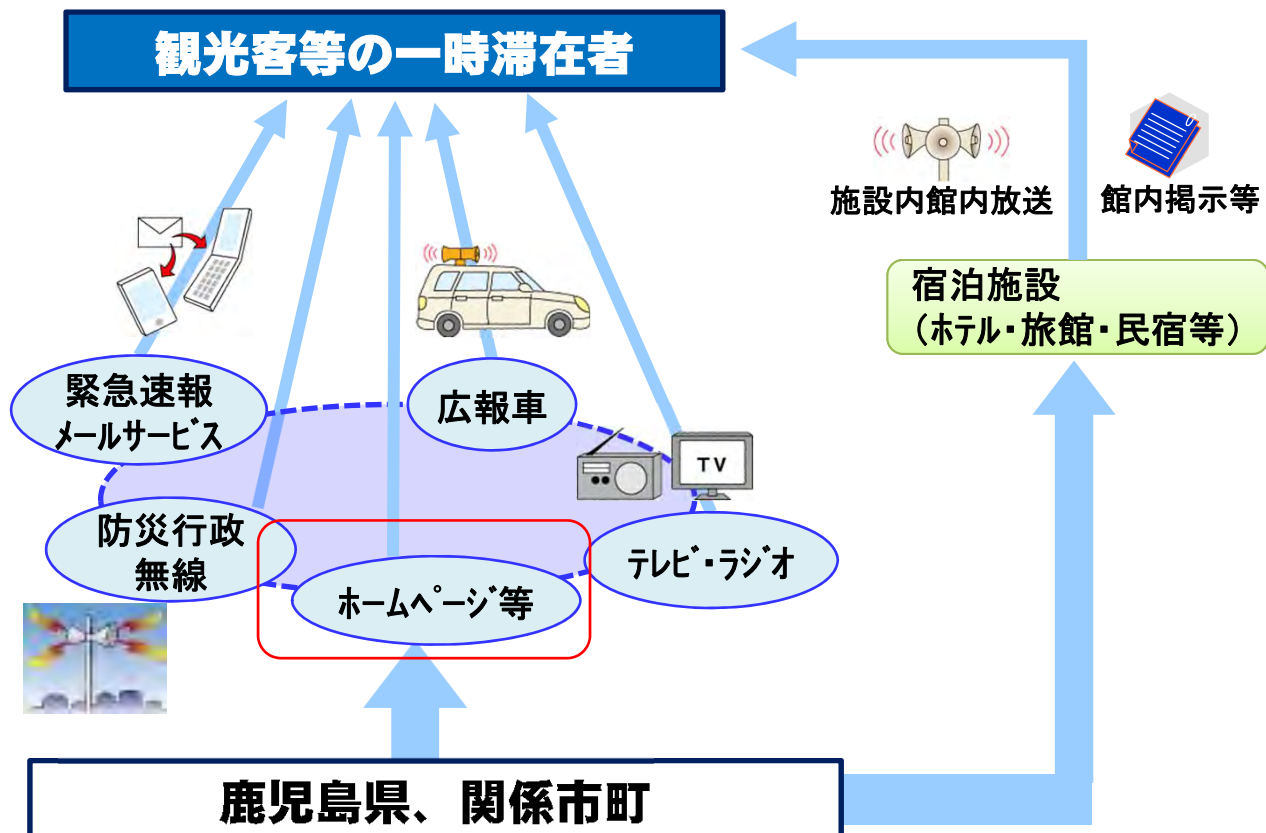
# 観光客等一時滞在者への情報伝達体制

- 鹿児島県及び関係市町は、PAZ及びUPZ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態の段階で帰宅等の呼びかけを行う。
- **なお**、帰宅等の呼びかけは、鹿児島県及び関係市町は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ・ラジオ、**ホームページ**等により観光客等一時滞在者に伝達(17頁と同様)。
- その後、事態の進展に伴い、防護措置(避難、一時移転、安定ヨ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、鹿児島県及び関係市町に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供し、観光客等一時滞在者に伝達。

## 【緊急速報メールサービス(イメージ)】

### 受信メール

2020/4/1 午前9:00  
緊急情報  
(〇〇市・町)からのお知らせです。  
先ほどの地震による影響について、川内原子力発電所の安全確認を行っています。現在、放射性物質の放出は確認されていませんが、今後、避難等を行っていただく可能性があります。観光客等一時滞在者の皆様は、速やかに自宅や宿泊先に戻るなどしてください。住民の皆様も、現在のところ避難や屋内退避を行う必要はありません。県や市町の情報に注意し、落ち着いて行動してください。

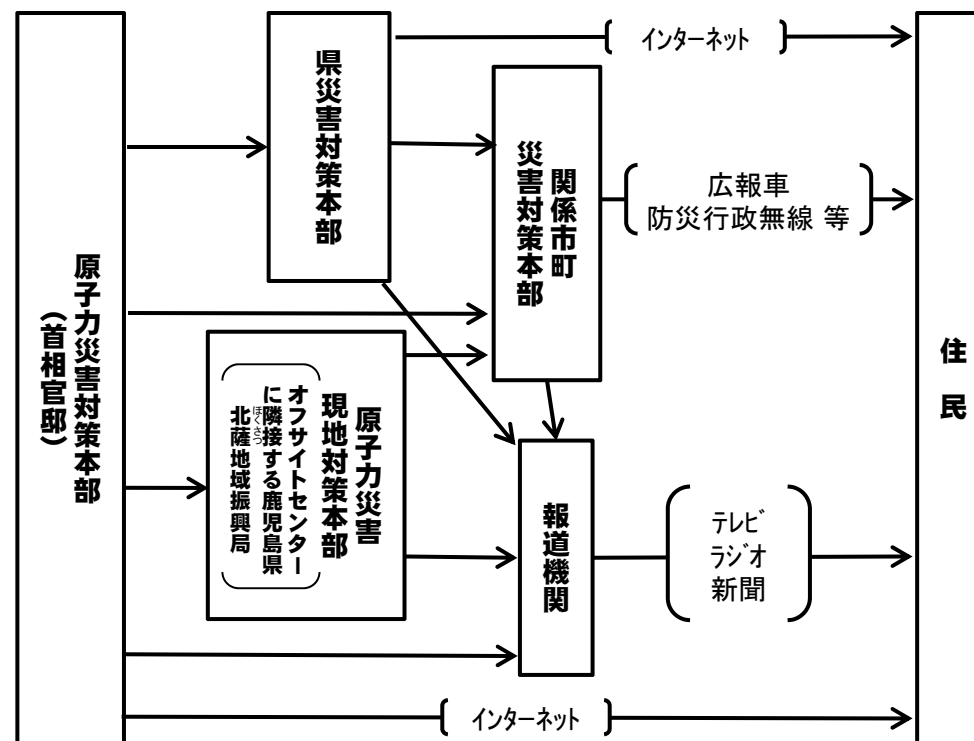


- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明)において実施。
- 現地での記者会見については、川内オフサイトセンターに隣接する鹿児島県北薩地域振興局において実施。
- 必要に応じ、在京外交団等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて、各国政府等にも情報提供。

## 【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域及び屋内退避区域

## 【情報発信のイメージ】



一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有



# 国、鹿児島県及び関係市町による住民相談窓口の設置

## 国における対応

- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を設置するとともに、人員の配置等を行うための体制を整備。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- 川内せんだいオフサイトセンターでは、鹿児島県及び関係市町の問合せ対応を支援。

## 鹿児島県及び関係市町における対応

- 鹿児島県及び関係市町は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口（心身の健康相談）等を設置。

## 原子力事業者（九州電力）における対応

- 原子力事業者（九州電力）は、原子力災害発生時、直ちに本店内に相談窓口を設置し、住民からの問合せに対応。また、損害賠償請求への対応として、申出窓口を設置し、各種損害賠償の受付や請求者との協議等、適切に対応。

## 住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| ①事故の発生日時及び概要    | ⑤住民等がとるべき行動     |
| ②事故の状況と今後の予測    | ⑥避難対象区域及び屋内退避区域 |
| ③原子力発電所における対応状況 | ⑦被災企業等への援助・助成措置 |
| ④行政機関の対応状況      |                 |

## 4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

### ＜対応のポイント＞

1. 施設敷地緊急事態要避難者等※を対象とした避難等を実施すること。

具体的には、

- ① PAZ内の小・中学校、保育所の児童等については、警戒事態で保護者への引渡しを実施するが、保護者への引渡しができなかった児童等の移動手段を確保し、避難を開始すること。
- ② PAZ内の病院における入院患者及びPAZ内の社会福祉施設の入所者を、あらかじめ定められた避難先へ移送すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた屋内退避施設（以下、「放射線防護対策施設」という。）に屋内退避すること。
- ③ 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先へ移送すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設に屋内退避すること。

2. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、バス避難集合場所・避難先の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

※ 施設敷地緊急事態要避難者（「学校・保育所の保護者への引渡しができなかった児童等」「医療機関及び社会福祉施設の入所者」「在宅の避難行動要支援者」「観光客等一時滞在者」「妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児の保護者等」「安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもので早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの」）及び避難の実施により健康リスクが高まる者。

# 鹿児島県及び薩摩川内市における初動対応

- 鹿児島県は、警戒事態が発生した段階で鹿児島県庁に県災害対策本部、川内オフサイトセンターに県現地災害対策本部を設置し、要員が参集。
- 薩摩川内市は、警戒事態が発生した段階で市役所に災害対策本部を設置し、要員が参集。
- 鹿児島県及び薩摩川内市は、川内オフサイトセンターに要員が参集し、川内オフサイトセンターの立ち上げを支援。
- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、鹿児島県及び薩摩川内市は、自家用車で避難が出来ない住民の避難用車両等の手配を開始するとともに、薩摩川内市PAZ内の住民が避難のために集合するバス避難集合場所を17ヶ所開設し、滄浪地区に5名、寄田地区に5名、水引地区に15名、峰山地区に7名の合計32名の職員を配置。
- 警戒事態になった場合、消防団によるPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者への避難準備広報を行う。

